

## 那覇市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づいて行う審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合の手続等について定めるとともに、成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)に対する報酬を負担することが困難である、成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「被後見人等」という。)に対し、市が行う助成(以下「報酬助成」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者及び基準)

第2条 審判請求の対象者は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、次に掲げる事項に関する調査結果その他の状況を総合的に勘案して審判請求の必要があると認められるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項の住所地特例対象被保険者で本市以外の市町村が行う介護保険の被保険者その他これに類する者として市長が定めるものについては、対象者としない。

- (1) 判断能力の程度
- (2) 健康状態、生活状況及び資産状況
- (3) 配偶者及び二親等内の親族の有無、親族による保護の可能性及び親族が審判請求を行なう意志の有無
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による支援策の状況

(審判請求手続)

第3条 審判請求に係る申立書及びその添付書類並びに予納すべき費用その他手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用)

第4条 市は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項及び非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第26条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により市が負担した費用に関し、被後見人等が当該費用を負担すべき特別の事情があると判断したときは、非訟事件手続法第28条の規定による命令を促す申立てを行い、当該命令がなされたときは、被後見人等に対して当該費用を求償するものとする。

(報酬助成の対象者)

第5条 市長は、被後見人等（後見人等が親族である者を除く）が次の各号のいずれかに該当するときは、被後見人等に対し後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者
- (2) 資産及び収入の状況から前号に準じると認められる者
- (3) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2 報酬助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は報酬付与の審判が被後見人等の死亡後に行われた場合、被後見人等が死亡時に第1項の要件に該当する場合に限り、報酬助成の対象者は報酬を付与するとされた後見人等とする。

(報酬助成の申請)

第6条 報酬助成を受けようとする者（以下「申請者等」という。）は、成年後見人等報酬助成申請書(第1号様式)に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
- (2) 被後見人等の財産目録の写しその他財産の状況がわかる書類
- (3) 被後見人等の年収が確認できる証明書等
- (4) 後見事務報告書等の写し
- (5) 登記事項証明書（後見等登記）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判の決定日から起算して、3か月以内に行うものとする。

(報酬助成の額)

第7条 報酬助成の額は、報酬付与の審判により決定した額の範囲内とし、次の各号に定める額を上限に、被後見人等の所得及び資産状況等を勘案して市長が決定する額とする。

- (1) 在宅の場合 月額28,000円
- (2) 前号以外の場合 月額18,000円

2 前項の規定により助成額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、日割り計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した助成額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(報酬助成の対象期間)

第8条 報酬助成の対象期間は、報酬付与の審判により決定した期間とする。

ただし、当該期間のうち、第6条の規定に基づく申請をした日から起算して2年前の日が属する月の翌月からを、助成の対象とする。

(報酬助成の決定)

第9条 市長は、第6条の申請書及び添付書類を審査した上で、報酬助成の適否を決定し、成年後見人等報酬助成審査結果通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更報告)

第10条 申請者等は、申請内容に変更があったときは、速やかに成年後見人等報酬助成状況変更報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。

(報酬助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により報酬助成を受けたときは、当該報酬助成を受けた者に対し、報酬助成を受けた額の返還を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則(平成24年8月15日健康福祉部長決裁)

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

付則(平成28年8月2日福祉部長決裁)

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。